

事業評価技術検討会設置要領

(設置)

第1 農業農村整備事業等の効率性及び透明性の確保を図るため、事業評価技術検討会を設置し、事業の効果算定、環境面等の技術的・専門的な知見を聴取することとする。

(構成)

第2 事業評価技術検討会の構成等は、次のとおりとする。

1. 構成

事業評価技術検討会は、国又は関係機関（関係する土地改良区、地方公共団体、その他の関係機関をいう。）に属する者以外の学識経験者を委員とし、国営事業については5名程度、補助事業については3名程度をもって構成する。

2. 座長

座長は、委員の互選により選出する。

3. 委員の任期

委員の任期は、委嘱の日から、同日の属する年度の末日までとする。

(会議)

第3 事業評価技術検討会は、委員から事業の効果算定、環境面等の技術的・専門的な知見を聴取する。

(附則)

この要領は、平成11年 9月 6日から施行する。

一部改正 平成15年10月 1日

一部改正 平成17年 1月 27日

一部改正 平成22年 1月 21日

一部改正 平成28年 4月 1日

一部改正 平成29年 8月 29日

最終改正 令和 4年11月29日